

船橋市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市社会福祉審議会条例（平成14年船橋市条例第56号）第6条に基づき、船橋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(専門分科会)

第2条 審議会に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による専門分科会（民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 専門分科会の招集、議事の定足数及び表決数については、審議会の例による。
- 3 専門分科会が調査審議する事項は、別表第1に定める。

(民生委員審査専門分科会)

第3条 民生委員審査専門分科会（以下この条において「分科会」という。）に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。

- 2 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(身体障害者福祉専門分科会)

第4条 身体障害者福祉専門分科会（以下この条において「分科会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、分科会について準用する。
- 4 分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

(審査部会)

第5条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条第1項の規定による審査部会を置く。

2 審査部会の招集、議事の定足数及び表決数については、審議会の例による。

3 第1項に定める審査部会が調査審議する事項は、別表第2に定める。

4 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。

5 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

6 部会長は、審査部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

8 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第 1

専門分科会の調査審議事項

分科会名	調査審議事項	法令が特に審議を求めている事項
民生委員 審査専門 分科会	民生委員の適否の審査に関する事項 (法第 11 条第 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員推薦会の推薦者に対する意見 (民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号) 第 5 条第 2 項) ・ 民生委員推薦会の推薦者が民生委員として適当でないと認めることへの意見 (民生委員法第 7 条第 1 項) ・ 民生委員推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見(民生委員法第 7 条第 2 項) ・ 民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申をすることへの同意(民生委員法第 11 条第 2 項) ・ 民生委員の解嘱について社会福祉審議会が審査をする際の本人への事前通告 (民生委員法第 12 条第 1 項) ・ 解嘱の事前通告を受けた民生委員が社会福祉審議会に対し意見を述べることの受諾(民生委員法第 12 条第 2 項)
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項 (法第 11 条第 1 項)	

別表第 2

身体障害者福祉専門分科会審査部会の調査審議事項

調査審議事項	法令が審議を求めている事項
身体障害者の障害	・ 身体障害者手帳の交付申請があった場合において、そ

<p>程度の審査に関する事項（令第3条第1項）</p>	<p>の障害が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げるものに該当しないと市長が認めるための諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付の申請があった場合において、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師の意見による障害程度等級と等級表解説により判定される等級に差異がある場合又は等級表解説により判定がされる等級で認定することが著しく均衡を欠く場合など、特に医学的判定を要する場合の意見（船橋市身体障害者認定基準第10条）
<p>身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見（身体障害者福祉法第15条第2項） ・身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を取り消す場合の意見（身体障害者福祉法施行令第3条第3項）
<p>指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当させる医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）を市長が指定することへの意見（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項） ・指定自立支援医療機関の障害者総合支援法第64条の規定に基づく変更の届出内容への意見。ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。 ・指定自立支援医療機関に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することへの意見（障害者総合支援法第68条第1項）